

## 令和7年度 「西播磨地域ふれあい活動促進事業」助成事業実施要領

### (事業目的)

第1条 この要領は、青少年育成団体等の活動を支援し、青少年の健全な育成を図ることを目的として、公益財団法人兵庫県青少年本部 西播磨青少年本部（以下「西播磨青少年本部」という。）が実施する「西播磨地域ふれあい活動促進事業」助成事業（以下「助成事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

### (対象事業者)

第2条 助成事業の対象事業者は、青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループであって、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 西播磨地域で青少年育成運動に取り組む民間の団体で、西播磨地域の住民等が自由に参加・加入できること
- (2) 宗教又は政治・営利活動を主たる目的とするものでないこと
- (3) 令和6年度に本事業の助成を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、西播磨青少年本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めるものについては、対象事業者とすることができる。

### (対象事業)

第3条 助成事業の対象は、次に掲げる青少年の健全育成を目指す事業とする。

- (1) 対象事業の種類
  - ア 青少年の環境保全活動
  - イ 青少年の地域福祉活動
  - ウ 青少年の自然と親しむ活動
  - エ 青少年の伝統文化保存・伝承活動
  - オ 青少年の国際理解・交流活動
  - カ 青少年の科学技術体験活動
  - キ 子育て支援活動
  - ク 青少年の音楽・スポーツ活動
  - ケ その他、本部長が必要と認める事業
- (2) 実施形態は体験型または講演型（講演会、研修会、学習会）とする。
- (3) 参加人数は概ね30名以上のものとする。

### (対象外事業)

第4条 次のいずれかの事業については、この要領に基づく助成事業の対象から除外する。

- (1) 国、県、市町から助成を受けている事業
- (2) 乳幼児のみを対象とした事業
- (3) 他の団体に対する補助、委託を目的とした事業
- (4) 申請時に完了している事業

### (事業の対象となる経費及び事業期間)

第5条 助成事業における助成限度額、対象経費及び対象事業の期間は、次のとおりとする。

- (1) 助成限度額 3万円/1団体
- (2) 対象経費 別表1のとおり。  
ただし、飲食費（食材費を含む）、備品購入費、スタッフの人工費、その他事業の目的に直接関係のない経費を除く。
- (3) 対象事業の期間 令和6年6月14日より令和7年3月31日までとする。

(事業申請)

第6条 助成を受けて事業を実施しようとする者は、募集期間内に助成金交付申請書兼計画書(様式1)を提出しなければならない。

(募集期間)

第7条 本事業の募集期間は令和7年6月20日より令和8年2月28日までとする

(事業決定)

第8条 本部長は内容を審査のうえ、助成金の審査結果通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

(事業の遂行、事業の取り消し)

第9条

- (1) 前条の通知を受けた団体・グループ（以下「団体等」という。）は、事業決定の内容に従い、管理者の責任をもって事業を行わなければならず、助成金を他の用途に使用してはならない。
- (2) 事業内容が変更となる場合は、事前に変更承認申請書（様式3）を、取りやめる場合は、中止承認申請書（様式4）を提出しなければならない。  
ただし、事業の趣旨・目的については変更できない。
- (3) 本部長は、団体等が事業決定の内容に違反したときは、助成の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業報告および助成金の請求)

第10条 団体等は、事業を完了したときは、事業終了後20日以内に事業実施報告書（様式5）及び助成金請求書（様式6）を本部長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付は、精算払いとする。西播磨青少年本部は、助成団体からの事業報告書を受理した後、内容を審査のうえ、助成金を交付する。

附 則

この要領は、令和7年6月19日から施行する。